

ONE FOR ALL ALL FOR ONE

生活指導通信 第4号 令和5年6月1日(木)

学校 iPad 正しく使用できていますか？

1 目的

- 学校で貸し出す iPad は、学習活動のために使うことを目的としています。遊びのために利用することはできません。

2 使用するとき

- なくしたり、盗まれたり、落として壊したり、水に濡らしたりしないように十分に気をつけて下さい。
- 持ったまま走ったり、地面や床に置いたり、乱暴に扱わないでください。
- 鉛筆やマジックペンで触れたり、落書きしたりしないでください。
- この iPad は、あなたの後に使う人がいます。大切な税金で購入した高価なものですので、大事に扱ってください。
- 休み時間は使用してはいけません。どうしても休み時間に使う必要がある場合、授業担当の先生に許可を得てください。
- 先生の許可なく他の人の iPad に触ってはいけません。
- あやしい画面に入ってしまったときは、すぐに画面を閉じ、先生に知らせてください。

3 ネットモラル・個人情報

- 先生の許可なく、自分の iPad を他の人に貸したり、使わせたりしてはいけません。
- 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）はインターネットに書き込みしてはいけません。
- 学校 iPad で作成したスライドや撮影した写真などを SNS 上にアップしてはいけません。
- 誰かを傷つけたり、嫌な思いをさせたりする内容を絶対にネット上に書き込みしてはいけません。

5 カメラ

- 先生が許可した時以外、カメラを使ってはいけません。
- 勝手に他人を撮影してはいけません。

6 データの保存

- 学校の iPad で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動で先生が許可したもの以外を保存してはいけません。

7 設定の変更

- 授業中に自分が困ることになるため、デスクトップのアイコンの並び方や位置の設定は、勝手に変えてはいけません。また、それ以外の設定も勝手に変えてはいけません。

8 不具合や故障

- もしおかしいと思ったら、再起動をしてみてください。再起動の仕方が分からなかったり、再起動をしても元に戻らない時は、すぐに先生に知らせてください。

9 健康のために

- iPad を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけましょう。

10 使用の制限

- 上記1～9のルールが守れない時は、iPad を使うことができません。

11 保護者の皆様へ

- 教師の指示のもと使用させていただきます。なおゲームアプリ等はインストールできないように設定されているとともに、web 閲覧の履歴は把握可能です。
- 紛失が判明した場合、当該 iPad の現在位置を明石市教育委員会へ通知させるとともに、iPad の一切の機能を停止する等の盗難対策をリモートで行います。
- この iPad は学校の備品です。他の備品と同様にお子様が故意に壊された場合など、状況によっては修理費相当額をご負担いただく可能性があります。丁寧な取り扱いをするようにお子様にお伝えください。
- iPad には web 閲覧機能のフィルタリング等の対策を行っておりますが、完全な処理を保証するものではありません。そのため、各家庭におきましても、お子様にネットモラル等、折にふれお話しいただきますよう、よろしくお願いいたします。

学校 iPad が大蔵中生のためになる！

令和3年度から明石市内の小中学校にタブレット端末が導入されたことで、先生たちも授業を効率よく進めることができるようになりました。また、みんなにとっても調べ学習やタブレットドリルなど、大変便利な学習ツールとなりました。

しかし、注意をしておかなければいけないのは、「学校 iPad は学習を目的としたものである」ということです。残念なことに、その目的を理解せずに不適切な使用をしたことで先生たちから注意を受けるといったことがこの4、5月に数件ありました。そのような不適切な使用があるたびに、先生らは「みんなに学校 iPad を持たせることが本当に『みんなのため』になっているのだろうか…」と考えさせられてきました。

しかし、授業で真剣にタブレットを使って調べ学習をしていたり、グループで楽しそうにプレゼンテーションのスライドを作成していたりするような姿を見ると、学校 iPad が有効活用されれば授業も家庭学習もより充実したものになると感じます。先生たちは学校 iPad が大蔵中生の学力向上のために＋（プラス）に働くと思いますし、大蔵中生にとって本当の意味で「ためになる」ものだと思います。

正しい使い方をするのはあなた自身。ここ数年で「情報モラル」という言葉を何度も耳にしたことでしょう、さらに生まれた時から日常がデジタル化されており、子供時代からスマホやインターネットを使いこなす、いわゆるZ世代やデジタルネイティブと呼ばれるみんなならば、学校 iPad が学習目的のために正しく使われるべきであるという意味がよくわかるはずです。ルールとマナーをしっかりと守って、正しい判断基準で、正しい使い方ができるようにしましょう。

情報モラル教育講演会を受けて

先週、全校生を対象とした情報モラル教育講演会を実施しました。SNS 利用のマナーから学校で使っているタブレットの使用注意点まで、様々なことを教えていただきました。

大蔵中学校のたくさんの生徒がネットを自由に使える環境にあり、自分のスマホを所持している、または保護者のスマホを使用しています。SNSやゲーム、動画視聴など様々な楽しみ方があり、大変便利な一面もあります。しかし、その便利さや楽しさの裏側には多くの危険が潜んでいるということを忘れてはいけません。動画を投稿したことで個人情報特定され、犯罪に巻き込まれたり、軽い気持ちでSNSや掲示板に誹謗中傷の書き込みをしたことでトラブルに巻き込まれたり、使用時間を守ることができず、ネット依存になったりと、具体的な例を出してスマホの裏側にある危険について説明をしてくださいました。

そのような犯罪やトラブルに巻き込まれないように、スマホやネットのルールやマナーを身につけて、正しい使用ができるようになります。今一度、自分のネットとの付き合い方について考えてもらいたと思います。



※SNS が法律違反につながるケース※

LINEなどで友達の悪口、誹謗中傷をした ⇒ 侮辱罪・名誉棄損罪

友達のIDを勝手に使ってアプリにログインした ⇒ 不正アクセス禁止法違反

恥ずかしい(裸や着替え)写真や動画を要求した ⇒ 児童ポルノ禁止法違反

親のクレジットカードを使って課金した ⇒ 詐欺罪

情報モラル教育講演会を受けての質問

○LINE のアカウントに「株のやり方」みたいなのが入ってきます。

→株の宣伝か何かでしょうか。「絶対に儲かる」など甘い言葉でお金をだまし取る詐欺のようなものがあります。基本的に中学生には関係のないことですので、無視をしましょう。

○斎藤さんやテレグラム、ディスコードなどのアプリ以外にどんなアプリが危険ですか。

→どのアプリも使い方によっては危険なものとなります。全てのアプリ（特にSNS）において、その使い方を十分に考えるようにしましょう。

○見てはいけないかもしれない動画を間違っって見てしまいました。

→すぐにページを閉じる。あやしい画面につながってしまった場合には大人に相談をしましょう。

○連絡先にはない人からメールが届きました。迷惑メッセージ報告をした方がいいですか。

→あやしいメールは開いてはいけません。削除しましょう。間違ってもメールを開いてそこにあるURLにアクセスすることをしてはいけません。メッセージがしつこく、たくさん送られてくる場合にはメールアドレスを変更するようにしましょう。

○知り合いがSNS上でした投稿がウソであることがわかりました。

→ネット上にはたくさんのウソ情報（フェイクニュース）があります。そんな情報に振り回されないことが大切です。知り合いのした投稿であっても全てを信用してはいけないということです。

保護者のみなさまへ

近年、パソコンや携帯電話・スマートフォンの急速な普及に伴い、情報通信技術の発展も目覚ましく、インターネットを使用することは大変身近なものとなっており、インターネットの負の問題が見られるようになってきました。子どもたちの中にはインターネット上で他人を誹謗中傷する、いわゆる「ネットいじめ」や様々なトラブルに巻き込まれ、加害者や被害者になってしまうケースも心配されます。

このような状況から、現在、明石市教育委員会が専門の監視員（コンサルタント）とアドバイザー契約を行い、インターネットを利用する上でのマナーやモラル、トラブル防止などについて、学校へフォロー指導を行っています。本校におきましても、ネット使用における基本的なマナーについて生徒らへ指導をしております。もしご家庭内で、インターネット上、何か問題や困ったことがございましたら、以下の参考サイトをご覧ください。

また、各ご家庭においてもスマートフォン等の使用に関するルール作りをしていくことも未然防止のため重要です。今一度、各ご家庭でご確認ください。

【参考】「#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）」

<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>（法務省人権擁護局・総務省等主催ホームページ）
SNS 上において、他者に傷つけられたとき、他者を傷つけたときに対応すべき手順や相談窓口について掲載。

【参考】ネットの危険から子供を守るために（内閣府ホームページ）

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_use/index.html

青少年が安全に安心してインターネットを利用するために必要な情報や保護者・事業者の方に取り組んでいただきたいこと、気をつけていただきたいことなどについて掲載。